



# 島根県報

平成19年11月13日 (火)

第 1,931 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 告 示

換地処分	(農 村 整 備 課)	1
土地改良事業計画書の縦覧	( " )	1
地域森林計画の樹立	(森 林 整 備 課)	2
地域森林計画の変更	( " )	2
保安林の指定	( " )	2
保安林の指定施業要件の変更 ( 3 件 )	( " )	3
森林法第189条の規定による告示及び掲示 ( 2 件 )	( " )	4
漁業災害補償法の規定に基づく同意	(水 産 課)	5
平成19年度地籍調査事業の決定の一部変更	(用 地 対 策 課)	5
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	6
道路の供用開始	( " )	7

### 正 誤

平成19年 7 月 3 日付け島根県報第1,893号中	(森 林 整 備 課)	7
平成19年 7 月20日付け島根県報第1,898号中	( " )	7
平成18年10月 6 日付け島根県報第1,818号中	(道 路 維 持 課)	7

## 告 示

### 島根県告示第911号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成19年10月31日付けで県営土地改良事業に係る益美2期（美都）地区深田溢工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成19年11月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県告示第912号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定に基づき、次の者から市町村営土地改良事業の施行について協議があり、同条第5項において準用する同法第8条第1項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年11月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
奥出雲町	金川地区区画整理事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	奥出雲町役場

島根県告示第913号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画を立てたいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに島根県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成19年11月13日

島根県知事 溝口善兵衛

森林計画区の名称	縦覧場所	縦覧期間
斐伊川森林計画区（松江市、安来市、東出雲町、雲南市、奥出雲町、飯南町、出雲市、斐川町）	島根県農林水産部森林整備課、東部農林振興センター	自 平成19年11月14日 至 平成19年12月13日

島根県告示第914号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により地域森林計画を変更するので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに島根県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成19年11月13日

島根県知事 溝口善兵衛

森林計画区の名称	縦覧場所	縦覧期間
江の川下流森林計画区（浜田市、江津市、大田市、川本町、美郷町、邑南町）	島根県農林水産部森林整備課、西部農林振興センター	自 平成19年11月14日 至 平成19年12月13日

島根県告示第915号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年11月13日

島根県知事 溝口善兵衛

1 保安林の所在場所

八束郡東出雲町大字須田字畑ヶ尻1796 - 1、字川曲り1796 - 12、字大谷1796 - 40、字畑ヶ尻1796 - 47、1796 - 49

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び東出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

## 島根県告示第916号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年11月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年4月14日農林水産省告示第620号

## 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに雲南市役所及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

## 島根県告示第917号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年11月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示(重要流域(平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。)に係るものに限る。)で定めるところによる。

平成7年3月8日農林水産省告示第338号

## 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに雲南市役所及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

## 島根県告示第918号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年11月13日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和48年10月18日農林省告示第1914号
  - 2 変更に係る指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種は、次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第919号

平成19年島根県告示第839号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を飯南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成19年11月13日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住所
飯石郡飯南町真木1398、1396 - 2	三吉 正巳	広島県福山市神辺町一九幹屋47 - 17
飯石郡飯南町真木1506 - 2、1506 - 5	奥野 シズヨ	飯石郡飯南町小田271

- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養

島根県告示第920号

平成19年島根県告示第840号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成19年11月13日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住所
浜田市金城町小国口77、口80 - 1、口82、口84 - 1、口84 - 2、口309、口309 - 1、口310 - 1 から口310 - 3、口310 - 5、口310 - 6、口315、口316、口317 - 1	早川 節市	浜田市金城町小国口90
浜田市金城町小国口304 - 7、口305 - 5	道岡 美幸	浜田市黒川町955
浜田市金城町小国八438 - 3	桑原 一	京都府亀岡市西堅町17-2

- 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

島根県告示第921号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成19年11月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 (1) 加入区の名 称  
美保関町加入区
- (2) 加入区の区域  
漁業協同組合 J F しまね美保関支所の地区の区域
- (3) 漁業の区分  
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表1の項漁業の区分の欄の24に掲げる漁業の区分
- 2 (1) 加入区の名 称  
美保関町加入区
- (2) 加入区の区域  
漁業協同組合 J F しまね美保関支所の地区の区域
- (3) 漁業の区分  
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表1の項漁業の区分の欄の25に掲げる漁業の区分
- 3 (1) 加入区の名 称  
島根町加入区
- (2) 加入区の区域  
漁業協同組合 J F しまね島根町支所の地区の区域
- (3) 漁業の区分  
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表2の項漁業の区分の欄の3に掲げる漁業の区分

島根県告示第922号

平成19年度地籍調査事業の決定（平成19年島根県告示第378号）の一部を次のように改正し、平成19年11月13日から施行する。

平成19年11月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表大田市の項を次のように改める。

大田市	朝山	交付決定の日から平成20年3月31日まで
	波根	
	久手 - 1	
	久手 - 3	
	久手 - 2	

表江津市の項を次のように改める。

江津市	波子1区	交付決定の日から平成20年3月31日まで
	南川上1区	
	嘉久志1区	
	南川上2区	
	南川上5区	
	南川上3区	
	南川上4区	

表雲南市の項を次のように改める。

雲南市	飯石(高瀬)	交付決定の日から平成20年3月31日まで
	飯石(粟谷1)	
	須賀	
	上久野	
	須賀	
	上久野	
	上久野	

表津和野の項を次のように改める。

津和野町	商人 - 1	交付決定の日から平成20年3月31日まで
	商人 - 2	
	溪村 - 2	
	溪村 - 1	
	溪村 - 2	
	中山	
	長福 - 1	
	長福 - 2	
	長福 - 3	
	富田二	
	富田二	
	柳村	
	豊稼	

島根県告示第923号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年11月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道 路 の 区 域			管轄する地方機関の名称	備 考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員		
県 道	多伎江南出雲線	出雲市今市町1183番1地先から同町1187番6地先まで	前	メートル 25.00 ~ 29.00	メートル 142.00	出雲県土整備事務所 街路事業 拡幅
			後	25.00 ~ 34.00	142.00	

島根県告示第924号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年11月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備 考
県 道	多伎江南出雲線	出雲市今市町1183番1地先から同町1187番6地先まで	メートル 142.00	平成19年11月13日	出雲県土整備事務所	

正 誤

平成19年7月3日付け島根県報第1,893号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇 所	内 容
2	上から15行目と16行目の間	次のように加える。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

平成19年7月20日付け島根県報第1,898号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
5	下から10	「次のとおり」は、省略し、その関係書類	「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類

平成18年10月6日付け島根県報第1,818号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇 所	誤	正
10	島根県告示第947号の表中	益田市匹見町石谷口699番続3地先から同1323番1地先まで	益田市匹見町石谷口699番続3地先から同石谷口1323番1地先まで

